

令和  
8年度

複数団体の協働による、被災地での  
子どもの居場所づくりを支援します

石川県

# 被災地の子ども居場所づくり 活動促進事業補助金

## 補助内容

上限 **50** 万円

（複数団体が協働で行う被災地  
での子ども居場所づくり  
活動にかかる経費に対して）

※対象期間：令和8年4月1日～令和9年2月28日

## 主な補助要件

- ✓ 他の団体と協働して実施
- ✓ 主に被災地の子ども対象
- ✓ 年4回以上の継続した活動
- ✓ 活動する場所の市町と連携
- ✓ ネットワーク会議で内容共有

## 補助対象者

県内に拠点を持ち、被災地で  
子どもの居場所づくり活動を行  
う法人・任意団体

…対象となる活動例…



無料または低額での食事提供を  
含む子どもの居場所づくり活動  
(例：こども食堂)

学習の支援を含む子どもの  
居場所づくり活動  
(例：フリースクール)



適切な遊びや体験活動の提供を  
含む子どもの居場所づくり活動  
(例：体験型ワークショップ)



**専任担当者がいつでも相談に応じます**

定期的な面談やメール・チャット等での随時相談に対応し、  
活動の進捗に応じて継続的にフォローします。

募集締切

**令和8年6月8日（月）17時（必着）**

※募集締切後、書類選考による審査の上、予算の範囲内で補助金交付の可否を決定します。

申請方法など、本補助  
金の詳細については県  
HPをご確認ください。



お問い合わせ

石川県少子化対策監室子ども政策課子ども健全育成G  
TEL：076-225-1422  
E-mail：e150300@pref.ishikawa.lg.jp